

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年7月2日
照会部署名 三宮年金事務所厚生年金適用調査課
照会担当者 アシスタントインストラクター 岸本 浩一 (役職名) 厚生年金適用調査課長
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 森

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2010—041	本部受付番号 No. 2010—749
-------------------------	---------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

新規適用時に病気休暇中の者の資格取得について

(内容)

法人事業所が新規適用届を提出する際に、病気休暇中の従業員がいる場合、疑義照会No.2010-569の回答により、給与の支払いがなければ、新規適用時での資格取得にはならず、復職後に資格取得になるものと考えますが、誤りないでしょうか。

また、一部でも給与の支払いがあった場合は資格取得となり、適用後に給与の支払いがなくなった時点で、傷病手当金の申請を受理してよろしいでしょうか。その際の新規適用時における報酬月額は、「病気休職前」及び「実支給額」のどちらで決定することになりますか。

なお、当該従業員は、新規適用時に偶然病気休職中であつただけで、病気休職前はフルタイムで勤務していました。

<照会に係る諸規程等の名称、条文番号等>

疑義照会No.2010-569回答（昭和50年3月29日保険発第25号）

昭和26年3月9日保文発第619号

(ブロック本部回答)

昭和28年4月9日保文発第2039号にあるように資格取得については「実体的使用関係が存在するか否か」を、実地調査等によって客観的に判断する必要があると思われます。

また、上記判断に基づく新規適用時における報酬月額は、昭和26年3月9日保文発第619号の通知に照らし「病気休職前」で決定するのが妥当と思われます。

しかしながら、諸規定等に明記されていませんので、機構本部へ照会してください。

回答日 平成22年7月9日
回答部署名 近畿ブロック本部適用・徴収支援部厚年適用支援グループ
回答作成者 マーカライストラクター(厚生年金適用支援グループ長)新村知之

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

(本部回答)

事業所の新規適用時に休職している職員に対する考え方については、その休職の原因が病気休暇中によるものであっても、疑義照会【2010-569新規適用時の資格取得について】での回答と同様に判断することとなる。

したがって、ご照会の事例については、ブロック本部の見解のとおり、単に名目的な雇用契約だけに着目するのではなく事実上の使用関係により、厚生年金保険法上の被保険者に該当するか否かを判断することが必要である。

また、その場合における標準報酬については、「病気休暇」明けの報酬を基準として取扱うこととなる。

なお、当該取扱いに当たっては、実際には労務を提供せず、単に傷病手当金等の給付を受けることを目的として、不正な届出が行われる事象が見受けられることから、十分に注意されたい。

回答日 平成22年8月23日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G
回答作成者 (一般) 村上 泰史
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認
(軽微なものについてはグループ長)

山上